

司法修習生に対する給費制の存続を求める会長声明

2004年成立の改正裁判所法に基づき、2010年11月1日から、司法修習生に対し給与を支給する制度(給費制)が廃止され、最高裁判所が修習資金を貸与する制度(貸与制)が実施されることとなっている。これに対し、当会は、2009年7月8日の会長声明に引き続き、改めて、改正裁判所法を見直し、給費制を存続させるよう強く求めるものである。

1. 2004年9月までに、司法制度改革審議会及び司法制度改革推進本部法曹養成検討部会で、厳しい財政状況を背景として、法曹人口の増大等を前提に、給費制の在り方が疑問視され、同年12月、裁判所法の改正により、給費制が廃止されることとなった。その大きな理由として、個人が法曹資格を取得するための司法修習に必要な費用は、受益と負担の観点から司法修習生が負担すべきであるということが挙げられていた。

しかし、一方で、司法制度改革審議会は、法曹に対し、「国民の社会生活上の医師」としての機能を期待する旨明言した。

そもそも、法曹は、法の支配を全国あまねく実現するため、公務員である裁判官、検察官、民間人である弁護士の別なく、公益的任務を遂行することが求められている。弁護士も、上記のとおり「国民の社会生活上の医師」としての社会的な機能を期待され、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という弁護士法に定める使命に基づき、国民の生活と権利を守ることが強く求められている。これらの使命を担う法曹の養成は公益性・公共性がきわめて高いものであり、その費用は、受益の枠をはるかに超え、公共的な使命を負った法曹により国民、社会に貢献・還元していくべきものである。

今まで、数多くの弁護士が、公共的な使命を全うするために、当番弁護士及び国選弁護をはじめとする公益的な活動や人権救済、労働者の権利擁護活動、子どもの権利擁護活動、消費者保護運動、民暴対策活動、犯罪被害者支援活動及び貧困問題に関する取組み等の人権擁護のための諸活動に精力的に取り組んできた。ひまわり公設事務所など司法過疎を解消し司法アクセスを保障するための諸活動も含め、これらの公益性をもった弁護士の活動は、弁護士の公共的使命感に支えられたものである。この公共的使命感が醸成されるにあたり、給費制は大きな役割を果たしてきたことは否定できない。給費制を通じて、高い職業意識及び倫理観と法律実務に関する知識を備えた質の高い法曹を養成するという司法修習の目的が達せられるとともに、弁護士各々の中に国民から付託された公共的な使命を果たす責任感が育まれるのである。その公共的使命感を自覚する弁護士を養成するために、給費制は、必要不可欠な制度である。

2. 医師の養成制度と対比してみると、2004年から研修医制度における医師臨床研修費補助金として毎年約160億円の予算措置がなされている。この医師には公務員だけではなく民間の医師も含まれる。研修医制度は、国の制度の根幹に関わる公

共的な人材の養成については国家予算を投入し育成するものであるところ、法曹養成制度も、まったく同様である。

3. ところで、2009年11月に新63期司法修習予定者に対して日本弁護士連合会が実施したアンケート調査で、回答者1528名中807名が法科大学院で奨学金を利用していたと回答し、その平均は318万8000円、最高額は合計1200万円に上っているという結果が判明している。また、司法修習生は、修習の実効性をあげるために修習専念義務が課せられ、アルバイト等が禁止されて収入の道が閉ざされている。奨学金の貸与を受け法科大学院を修了した後に、司法修習生が、さらに修習資金の貸与制によって厳しい経済負担を強いられることになれば、司法修習生が、修習終了後弁護士になったとき、公益的活動をしたいと願っても、事実上、借金の返済のためにその実行は極めて困難となる。すなわち、心ならずも営利・収益性の高い業務を求めざるを得ない弁護士が増加する可能性も否定できない。また、経済的理由により法曹を断念する人が増加し、法曹の大半が富裕層出身に限られることとなれば、裁判そのものの変質が危惧される。
4. 先の裁判所法改正に際しては、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」が附帯決議に明記された。
給費制を廃止し貸与制を実施することになれば、司法制度改革の理想を損ない、附帯決議が危惧した状況を顕在化させる事態を招きかねない。給費制の廃止は、公共的・公益的使命感を備えた法曹の養成という面においても、優れた資質を備えた多様な人材の確保という面においても、大きな問題を孕んんでおり、結局その弊害は国民に及ぶことになるのである。
5. よって、当会は、2010年11月1日施行予定の改正裁判所法を見直し、今後も給費制を存続させるよう強く求めるものである。

2010（平成22）年6月11日

横浜弁護士会

会長 水地 啓子